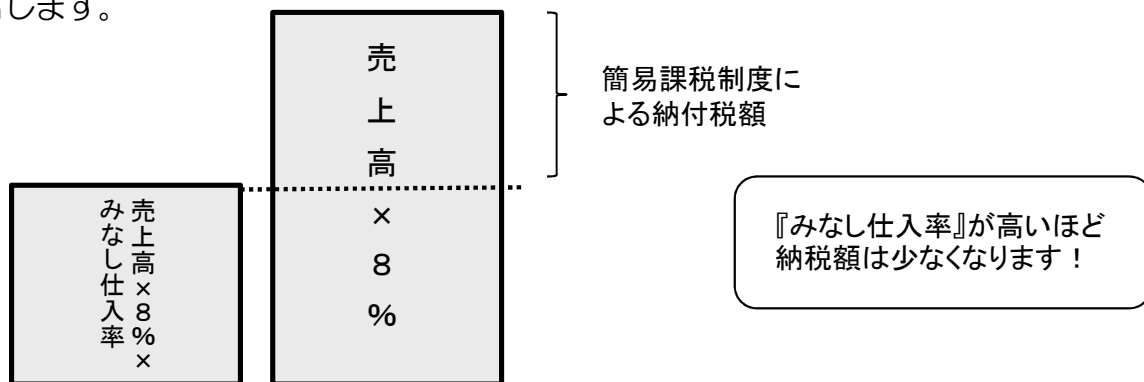


## ★消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

平成26年度税制改正法が成立し、消費税についても消費税法施行令等の一部が改正されました。今回は『簡易課税制度のみなし仕入率の見直し』について改正の主な内容をご紹介します。（深谷 綾子）

### ◎簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担の軽減を図るために設けられた制度です。実際の課税仕入れ等にかかわらず、売上げの消費税額にみなし仕入率を乗じて控除対象仕入税額を算出します。



$$\text{納付税額} = \text{売上高} \times 8\% - (\text{売上高} \times 8\% \times \text{みなし仕入率})$$

適用要件＝前々年（個人）または前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること。

### ◎改正点

事業区分及びみなし仕入率について次の通り改正されました。

	事業区分		みなし仕入率	
	改正前	改正後	改正前	改正後
卸売業	第一種事業	第一種事業	90%	90%
小売業	第二種事業	第二種事業	80%	80%
製造業等	第三種事業	第三種事業	70%	70%
料理飲食業等	第四種事業	第四種事業	60%	60%
金融業及び保険業		第五種事業		50%
運輸通信業 サービス業	第五種事業	第五種事業	50%	50%
不動産業		第六種事業		40%

☆☆☆

不動産業は第六種事業となり、みなし仕入率は50%⇒40%になります。

### ◎適用開始時期

上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用することとされています。

（個人事業者は、原則平成28年分からの適用となります。）

ただし、平成26年10月1日前に簡易課税制度選択適用届出書を提出した事業者で、その課税期間につき簡易課税制度の強制適用を受けるものについては、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年間は改正前のみなし仕入率が適用されます。

### ◎留意点

この改正により、不動産業では納税額は1.2倍になります。税負担軽減と事務負担軽減の両方の側面から簡易課税制度の適用を再考してみる必要があります。なお、簡易課税制度はその選択も選択不適用も事前に届出を行うこととされています。改正の影響を受けないために簡易課税制度の適用をやめるためには、個人事業者においては平成27年12月31日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出する必要があります。